

愛西市健康日本 2 1 計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 この告示は、愛西市健康日本 2 1 計画の策定に関し必要な事項を協議するため、愛西市健康日本 2 1 計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、愛西市健康日本 2 1 計画の内容について検討し、又は協議を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 2 5 名以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 国又は県の行政機関の職員
- (3) 保健医療関係団体の代表者
- (4) 地域団体等の代表者
- (5) 愛西市健康日本 2 1 計画推進市民部会による代表者
- (6) 愛西市役所の職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、愛西市健康日本 2 1 計画が策定されるまでとする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は会務を総理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長とする。

3 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 計画の策定に関し必要な事項を調査及び協議するため、愛西市健康日本21計画策定委員会作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

3 部会は、次の各号に掲げる事項について調査及び協議を行い、その内容を委員長に報告する。

(1) 計画書に記載する内容に関する事項

(2) その他計画の策定に必要な事項

(庶務)

第8条 委員会等の庶務は、健康子ども部健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(初回の会議の招集)

2 第7条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会の会議は、市長が招集

する。

附 則（平成28年3月31日告示第76号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日告示第38号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第66号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。